

災害医療派遣チーム(「東京DMAT」)NBC災害発生時活動要領目次(案) 新旧対照表
 現行活動要領 活動要領(案)

第1 目的
運営要綱第4の3に基づく
第2 NBC災害の定義
本要領でいうNBC災害とは
第3 要領の適用
都内NBC災害、その可能性のある現場に東京DMATが到着する際に適用
第4 基本方針
1 東京消防庁の管理下、安全な区域で活動
2 NBC災害の専門的な知見を有し、東京消防庁と連携訓練を行っている東京DMAT隊員を指定
3 特殊災害チームは、都内でNBC災害が発生若しくはその可能性がある現場に出場
第5 要請
1 要請基準
(1) 東京DMATの要請基準 運営要綱第4、1(2)による
(2) 特殊災害チームの要請基準 ア 特殊災害チームによる助言が効果的と判断された場合 イ 救命措置等に効果的と判断した場合
2 出場要請
(1) 東京DMATの出場要請 運営要綱第4、1(3)による
(2) 特殊災害チームの要請要請 東京消防庁は特殊災害チーム所属の指定病院に出場を要請
3 出場準備
(1) 特殊災害チーム出場の要請を受けた指定病院の長は、特殊災害チームを出場させる
(2) 本要領に基づく必要な装備品及び医薬品等は東京都が準備
(3) 特殊災害チームは、医薬品及び個人装備品を独自に増強できる
4 出場
特殊災害チームは連携隊と出場
第6 活動
1 活動内容
東京DMAT及び特殊災害チームは東京消防庁の指揮下に入り、安全が確保された場所で連携隊と連携
(1) 東京DMATの活動 ア 救護所で、トリアージ及び救命処置 イ 救護所で、搬送救急隊等へ医学的助言
(2) 特殊災害チームの活動 特殊災害チームは医学的な助言に加え、必要に応じて救命処置を行う ア 除染区域内での活動要件 イ 除染区域内での活動内容
2 引き揚げ時の検査
特殊災害チームは、除染区域内から出る際には汚染検査を受ける
3 報告
出場した際には、知事へ報告
第7 資器材等の廃棄
廃棄できない資器材は都と協議して廃棄 除染や廃棄の手続きは、各医療機関の定めによる
第8 研修・訓練実施
1 特殊災害チームの指定にあたり、研修を実施 この研修対象者は、男性の東京DMAT隊員から都が決定
2 都は、東京DMAT及び特殊災害チームを訓練に参加させる。参加に当たっては、この要領に基づく

第1 目的
左同
第2 NBC災害の定義
左同
第3 要領の適用
左同
第4 基本方針
1 左同
2 特殊災害チームは、都内でNBC災害が発生若しくはその可能性がある現場に出場
第5 特殊災害チームの指定
1 NBC災害の専門的な知見を有し、東京消防庁と連携訓練を行っている東京DMAT隊員を指定
2 特殊災害チームの指定にあたり、研修を実施
3 この研修対象者は、男性の東京DMAT隊員から都が決定
第6 訓練
1 都は、東京DMAT及び特殊災害チームを訓練に参加させる。
2 参加に当たっては、この要領に基づく
第7 出場準備
1 本要領に基づく必要な装備品及び医薬品等は東京都が準備
2 特殊災害チームは、医薬品及び個人装備品を独自に増強できる
第8 要請
1 要請基準
(1) 東京DMATの要請基準 運営要綱第4、1(2)による
(2) 特殊災害チームの要請基準 ア 特殊災害チームによる助言が効果的と判断された場合 イ 救命措置等に効果的と判断した場合
2 出場要請
(1) 東京DMATの出場要請 運営要綱第4、1(3)による
(2) 特殊災害チームの要請 東京消防庁は特殊災害チーム所属の指定病院に出場を要請
3 出場
(1) 特殊災害チーム出場の要請を受けた指定病院の長は、特殊災害チームを出場させる
(2) 特殊災害チームは連携隊と出場
第9 活動
1 活動内容
東京DMAT及び特殊災害チームは東京消防庁の指揮下に入り、安全が確保された場所で連携隊と連携
(1) 東京DMATの活動 ア 救護所で、トリアージ及び救命処置 イ 救護所で、搬送救急隊等へ医学的助言
(2) 特殊災害チームの活動 特殊災害チームは医学的な助言に加え、必要に応じて救命処置を行う ア 除染区域内での活動要件 イ 除染区域内での活動内容
2 引き揚げ時の検査
特殊災害チームは、除染区域内から出る際には汚染検査を受ける
3 報告
出場した際には、知事へ報告
第10 資器材等の廃棄
廃棄できない資器材は都と協議して廃棄 除染や廃棄の手続きは、各医療機関の定めによる

主語を明確にするため「東京都は、」を追記

文章を分け、いずれの研修が明確にするため「前2の」を追記

文章を分け、いずれの研修が明確にするため「前1の」を追記